

法的整理と私的整理の全体像と 自社の対応策

鳥飼総合法律事務所 弁護士 橋本浩史

1 法的整理と私的整理の全体像

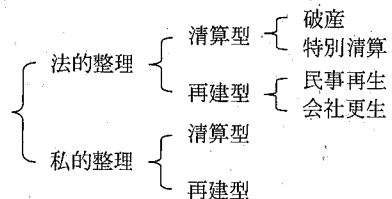
① 分類

企業などの倒産・再建の手続は、大別して、法的整理と私的整理に分かれる。まず、法的整理とは、それぞれの手続の詳細や各権利者の処遇等が法律によって定められ、裁判所が一定の関与をする手続であり、具体的には、破産・特別清算・民事再生・会社更生の各手続がこれに該当する。これに対し、私的整理とは、特定の法律の定めによらず、当事者の合意によって手続、権利者の処遇が定められる倒産・再建手続をいう。

法的整理は、さらに、清算型手続と再建型手続に分かれる。清算型手続とは、債務者の総財産を売却・処分して金銭化し、その換価金を債権者に分配することを目的とする（その結果、法人は法人格を消滅する）ものであり、破産と特別清算がこれに当たる。これに対し、再建型手続とは、一方で債務者の所得を維持し、あるいはその事業の収益力を向上

させ、他方でその負債を圧縮することにより、債務者の支払能力を回復させ、事業の継続・再生を図ることを目的とするものであり、民事再生と会社更生に分かれる。私的整理も、その目的により、清算型と再建型に分類することが可能である。

【法的整理と私的整理の分類】



② 特徴

法的整理である破産・特別清算・民事再生・会社更生の各手続における主な特徴・相違点を表にすると以下のとおりである。

	適用対象	手続開始原因	管財人等の選任の有無	担保権の処遇
破産	制限はない（自然人・法人を問わない）	すべての債務者について、 ①支払不能、法人について、 ①支払不能及び②債務超過 (破15①, 16①)	破産管財人が選任され、 破産者の財産の管理処分権を専属的に行使する (破78①)。	別除権者として破産手続によらずに権利行使ができる(破65)。
特別清算	解散後清算中の株式会社(会社510)	①清算の遂行に著しい支障を来たすべき事情があること、又は、②債務超過 (会社510)	裁判所の後見的な監督の下で、原則として従前の清算人が清算事務を行う (会社519, 523)。	担保権の実行の手続等の中止命令の制度がある(会社516)。

民事再生	制限はない（民再1）。	①破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき、又は、②事業の継続に著しい支障を来たすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき（民再21）	原則として、従前の債務者が裁判所の後見的な監督の下で業務遂行と財産管理処分を継続して行う（民再38①、いわゆるDIP型）。	別除権者として、手続によらないで権利行使ができる（民再53）。
会社更生	株式会社（会更1）	①破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがある場合、又は、②弁済期にある債務を弁済すればその事業の継続に著しい支障を来たすおそれのある場合（会社17①）	更生管財人が選任され、更生会社の事業經營権及び財産管理処分権は更生管財人に専属する（会更72①）。	更生担保権者として手続の拘束に服し、更生計画による権利変更の対象とされる。

2 手 続 の 概 要

① 破 产

1 破産手続開始の申立てから開始決定まで
破産手続は、原則として申立てによって開始する。破産手続開始の申立権者は、債権者及び債務者（破18①）のほか法人については取締役等も申立権を有している（破19①・②）。破産手続開始決定の申立てがあった場合、破産手続開始決定前であっても、債務者の財産の散逸を防止するなどの必要がある場合は、裁判所は、必要な保全処分を発令することができる（破24ないし28）。

2 破産手続開始決定

債務者に破産手続開始原因があれば、裁判所は、原則として破産手続開始決定をする（破30①）。裁判所は、破産手続開始決定と同時に、破産管財人を選任し、かつ、債権届出期間、財産状況報告集会の期日、債権調査期日又は債権調査期間を決定する（破31①）。破産管財人は、一方で破産者の負債を調査・確定し、他方で破産者の資産を調査・管理・換価する。

3 破産債権の届出・調査・確定

破産者に対する債権者は、債権届出期間内に破産債権を届け出る。債権届出を受けて、

破産債権の調査が、債権調査期間又は裁判所における債権調査期日において行われる（破116）。東京地方裁判所が採用する期日方式の場合は、債権調査期日において、破産管財人が、債権認否一覧表によって調査結果を報告するが、破産管財人が認否した債権の額や種類等の内容について不服がある届出破産債権者は、調査期日において異議を述べることができる。債権調査期間内又は期日において破産管財人が認め、他の破産債権者から異議が出なかった場合には、破産債権は確定する（破124）。これらの者から異議が出された場合には、その対象とされた債権者による破産債権査定申立て（破125）、同決定に対する破産債権査定異議の訴え（破126）により、破産債権は確定する。

4 配 当

債権の調査が終了し、破産者の財産の換価が完了すると、破産管財人は配当手続を行う（破195①）。

5 免 責

破産者が自然人の場合には、裁判所が破産管財人や債権者の意見を聴いた上で、免責許可決定を行う（破252①）。

② 特別清算

株式会社は、解散した場合、合併と破産手続開始決定の場合を除いて、清算手続に入り（会社475①一）、取締役は地位を失い、清算人がとって代わる。株式会社の清算手続には、裁判所の監督に服さない通常清算と裁判所の監督のある特別清算がある。

1 申立て・特別清算開始命令

清算人・債権者・監査役・株主は、特別清算開始の申立てをすることができ（会社511）、裁判所は、①清算の遂行に著しい支障を来たすべき事情がある場合、又は、②債務超過の疑いがある場合には、特別清算の開始を命じる（会社510）。

特別清算開始命令があった場合は、清算株式会社は、債権者に対し、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない義務が生ずる（会社537①）。

2 協定型・個別和解型

特別清算の類型としては、協定型と個別和解型がある。

協定型とは、債権者の権利の全部又は一部について債務の減免等の変更の基準を定めた協定を作成し、これが債権者集会の特別多数決（①出席した議決権者の過半数の同意、かつ、②議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意。会社567①）で可決され、さらに裁判所の認可決定が確定すると、債権者の債権の内容が協定の規定に従って変更・減免される。同協定を履行することにより、特別清算手続は終結する。

これに対し、個別和解型とは、裁判所の許可を得た上で、清算株式会社が全債権者と債権の減免等を内容とする和解契約を個別に締結するものである。同和解契約に基づく弁済を行うことにより、特別清算手続は終結する。

③ 民事再生手続

1 申立て・再生手続開始決定

再生手続開始の申立て（民再21）がされると、裁判所が必要に応じて保全措置（民再26ないし31、79）をした上で、再生手続開始（民再33）又は申立て棄却（民再25）の決定をする。申立て後、決定までに債権者説明会が開かれることが多い。

2 再生債権の届出・調査・確定

再生手続開始の決定がされれば、再生債権の届出・調査・確定の手続（民再94ないし113）と再生債務者の財産の調査・確保の手続（民再124ないし153）とが並行して進められる。

3 再生計画案の提出・決議、再生計画の認可

再生債務者は、裁判所の定める期間内に、債権者の権利を変更する条項（債務の減免、期限の猶予など）などを内容とする再生計画案を裁判所に提出しなければならない（民再163条1項）。この再生計画案が、債権者集会において可決され（①議決権者の過半数の同意と、②議決権者の議決権総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意。民再172の3①）、裁判所による再生計画認可の決定が確定すると、再生債権等は、再生計画の定めに従い変更される（民再179①）。

4 再生計画の遂行・再生手続の終結

再生計画認可の決定が確定したときは、再生債務者等は、速やかに再生計画を遂行する（民再186①）、つまり再生計画に従って弁済をする。裁判所は、監督委員が選任されている場合には、再生計画が遂行されたとき、又は、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過したときは、再生手続終結の決定をする（民再188②）。

④ 会社更生手続

会社更生手続の進行は、民事再生手続のそれと類似しており、①更生手続開始申立て（保全措置）→②更生手続開始決定→③更生債権の届出・調査・確定→④更生計画案の作成・提出→⑤関係人集会における更生計画の決議・認可→⑥更生計画の遂行・更生手続の終結、という流れで手続は進行する。

民事再生手続の進行との相違点を指摘すると、次のとおりである。

- ① 更生手続開始決定があった場合は、更生会社の事業経営権及び財産管理・処分権は、裁判所が選任した管財人に帰属する（会更72①）。
- ② 更生管財人は、更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属するすべての財産につき、手続開始時の時価を基準として、その価額を評定する（会更83①・②）。これを「財産評定」という。
- ③ 更生手続では、担保権を有する債権者といえども、更生担保権者として手続の拘束に服し、更生計画の対象とされる。

⑤ 私的整理

私的整理は、法律によって手続が定められているわけではないから、その手順は一様ではない。しかし、実務上は、おおよそ次のような手順を踏んで行われることが多い。

1 財産の保全

商品などの在庫品を倉庫に保管・施錠し、場合によっては警備会社に倉庫の警備を依頼するなどして、財産の保全を図る。

2 債権者集会の開催

債権者集会が開催され、経営者による陳謝、事情説明、財務内容の説明、今後の方針の協議などが行われる。場合によっては、大口債券者を中心として債権者委員会が構成され、債権者委員長が選任される。

3 整理案の締結と実施

債務者は、すべての債権者と債務の弁済について個別に和解契約を締結する。あるいは、全債権者と同意できない場合でも、債務者が、債権者を代理する債権者委員長との間で整理案を締結することもある。この場合、同整理案に同意しなかった債権者に対する法的拘束力が問題となる。

3 自社の対応

① 債権の行使

手続開始決定前の原因に基づく債務者に対する財産上の請求権は、破産手続では破産債権、再生手続では再生債権、更生手続では更生債権であり、これらの債権は、各手続によらなければ弁済を受けることはできない。すなわち、破産債権は、原則として、破産手続によらなければ行使することができず（破100①）、再生債権、更生債権は、原則として、再生計画・更生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為をすることができない（民再85①・会更47①）。具体的には、各手続において、債権者は、自らの債権の届出をし、

調査・確定の手続を経る必要がある。

破産債権の場合、債権届出期間内に届出をしなかった破産債権もそれだけで失権することはないが（ただし、特別の調査期間・期日のための余分な費用を負担しなければならない。）、再生債権及び更生債権は、債権届出期間内に届けなかった場合、原則として、債務者に対する権利を喪失してしまうので、注意が必要である。

② 担保権の行使

破産手続・再生手続においては、手続開始の時に債務者の財産につき、特別の先取特権、質権又は抵当権（再生手続においては、商事

留置権も)を有する者は、「別除権者」として、その権利の目的である財産について、破産手続・再生手続によらないで、その権利を行使することができる(破65①・民再53①・②)。

これに対し、更生手続においては、担保権もまた手続に取り込まれ、手続外での自由な権利行使は認められない。すなわち、抵当権等の被担保債権であって、担保目的財産によって担保されている範囲の債権は、更生担保となり(会更2⑩)、更生計画の定めるところにより、弁済等による満足を受ける(会更47①)。

③ 相殺権の行使

破産債権者・再生債権者・更生債権者は、いずれも手続開始の時において破産者・再生債務者・更生会社に対して債務を負担する場合、自らの破産債権・再生債権・更生債権をもって、相殺をすることができ(破67①・民再92①・会更48①)、各手続によらずに、事実上債権の回収をすることができる。

ただ、再生手続・更生手続においては、再生債権・更生債権を自働債権とする相殺をすることができるのは、債権届出期間の満了までに当該債権債務が相殺適状に達したときのみであり、かつ、相殺の意思表示は当該債権届出期間内にしなければならない(民再92①・会更48①)ので、注意が必要である。

④ 中小企業者が有する債権・少額債権に対する弁済

再生手続・更生手続開始決定による再生債権・更生債権の弁済禁止の例外として、再生債務者・更生会社を主要な取引先とする中小企業者が有する再生債権・更生債権(民再85②ないし④、会更47②ないし④)と少額の再生債権・更生債権(民再85⑤、会更47⑤)について、裁判所が弁済を許可することができる。自社の債権がこれらの要件を満たす可能性がある場合には、再生債務者、更生管財人などに対して、これらの規定による弁済を求めていくべきである。

(了)

【執筆者紹介】

橋本 浩史(はしもと ひろし)

京都大学法学部卒業

平成10年4月弁護士登録、鳥飼総合法律事務所入所

平成19年1月より鳥飼総合法律事務所パートナー弁護士就任

経営法曹会議会員、租税訴訟法学会会員

【主要著書】(いずれも共著)

- ・「税理士のための民事再生法ガイドブック」(中央経済社)
- ・「改正破産法の実務 Q&A」(中央経済社)
- ・「中小企業の新「会社法」対策Q&A」(TKC出版) など